

下水汚泥の再生活用における再生利用個別指定申請マニュアル

1 本マニュアルについて

本マニュアルは、下水汚泥を農地に肥料として再生活用するとき再生利用個別指定を申請する際の申請書の記載内容、必要な添付資料について一般的な解説をしたもの。

利用態様等実情に応じ適宜、記載事項、添付書類を変えても差し支えない。

なお、下水汚泥以外の廃棄物を農地に肥料等として再生活用する際も、本マニュアルに準じて申請書を記載し、添付書類をそろえること。

2 申請書の記載

申請書各欄には、別紙1の記載例を参考に記載し、押印の上提出すること。

3 申請書の添付書類

申請書に添付することとされている書類については、それぞれの書類ごとに添付する資料として「資料〇－〇」等と示した。実際の利用行為に即して資料を追加、省略して構わない。

各資料の説明内容として、最低限示すべき項目を◇で示した。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

資料1－1 事務処理要領の別記様式76

別紙2の記載例を参考に記載のこと。

資料1－2 当該下水汚泥の一連の流れがわかるフロー図

- ◇ 発生→処理→保管→運搬→保管→利用の全体像（量、日数、施用時期等）がわかるように図示
- ◇ フロー中に施用時期、施用回数、施用の方法（例「受入後直ちにスプレッダで散布」など）について記載
- ◇ たい肥化する場合は、受入後たい肥化までの期間、たい肥化の方法（副資材の量、切り返しの頻度）などを明記
- ◇ 副資材と混合し、たい肥化する場合、その収支を説明する資料（下水汚泥、投入資材の量と水分、たい肥化による損失、たい肥完成時の量、水分など）

資料1－3 下水汚泥の利用計画がわかる資料

- ◇ 利用者、利用者ごとの作物、耕地面積、施用量（乾物重換算と現物重）を示すこと。

資料1－4 施用量を算出した根拠

- ◇ 0.5t/10aはあくまでも施用上限であることを踏まえ、直近の土壌診断結果などから主要成分について必要な施肥量を算出の上、下水汚泥の肥効とその他の

肥料の肥効を考慮した施肥設計がなされていることがわかるような資料を交え説明のこと。

資料 1-5 利用方法が同様の市販品との成分等の比較を説明する資料

- ◇ 当該下水汚泥又はその処理物に係る肥料取締法に規定する肥料登録証及び生産業者保証票
- ◇ 下水汚泥の分析結果（肥料取締法に基づく公定規格を満たすこと。）

(2) 取引関係を記載した書類

資料 2 物の流れと取り扱う者を示すフロー図（費用負担を含む）

- ◇ 資料 1-2 は物の流れに着目したフローとし、資料 2 は取り扱う者に着目したフローとすること。（契約書の写しなど契約に係る書類については資料 4-1、4-2 に添付のこと。）
- ※ 下水汚泥の引き渡しに関しては無償で行われること。利用者はいかなる名目でも排出者から処理の対価として金員を収受しないこと。（例えば、下水道事業者がたい肥化を行う場合、副資材購入先に当該汚泥の利用者が含まれていないこと。）

(3) 生活環境保全上の対策を記載した書類

資料 3-1 事務処理要領の別記様式 7 8

別紙 3 の記載例を参考に記載のこと。

資料 3-2 生活環境保全上の対策

- ◇ 別記様式 7 8 に記載した事項について、一連の工程における具体的な対策がわかる資料を添付する。
- ※ たい肥化に当たっては、処理基準を遵守すること。
- ※ たい肥化を行う施設は地下浸透しない構造であること。

資料 3-2-1 収集運搬において講ずる措置

- ◇ 収集運搬において汚泥が飛散し、流出し、悪臭が発散しないことを説明する資料

資料 3-2-2 たい肥化処理において講ずる措置

- ◇ たい肥化において汚泥が飛散し、流出し、地下浸透し、悪臭が発散しないこと、処理過程におけるれき水の処理方法を説明する資料（図面等は資料 9-1 を参照することで差し支えない。）

資料 3-2-3 汚泥、たい肥の施用に当たって講ずる措置

- ◇ 汚泥、汚泥を処理したたい肥の施用に当たって、これらが飛散し、流出し、地下浸透し、悪臭が発散しないことを説明する書類（汚泥、たい肥の散布が、

いつ、何を使い、どのように行うかが分かるよう説明)

資料 3-3 農業改良普及センターの指導文書

- ◇ 下水汚泥の農地施用に係る当面する留意事項（農政部通知の内容）のみを記載したものでなく、土壌診断等に基づいた施肥設計、施用計画などを具体的に記述された文書が望ましい。

資料 3-4 下水汚泥施用土壌のモニタリング等農地利用に係る必要な措置

- ◇ 下水汚泥施用土壌のモニタリング（建設部）をどのように行うかを説明する資料
- ◇ 農政部通知で定める基準（pH、亜鉛等）を満たすために行う対策を説明する資料

※ 継続の場合、過去のモニタリング・行った対策の結果を添付すること。

(4) 当該事業に係る取引が確実に行われることを確認できる覚書き等

資料 4-1 下水汚泥、副資材の取引関係を示す書類

- ◇ 下水道汚泥の譲渡に関する契約書・協定書等の写し、副資材を利用する場合はその副資材の譲渡（売買）契約書等の写し

資料 4-2 下水汚泥の収集運搬の委託に関する書類

- ◇ 下水汚泥の運搬に関する産業廃棄物収集運搬委託契約書の写し
- ※ 委託基準を遵守した契約書であること。

(5) 申請者が法人である場合には、その法人の定款等及び登記簿の謄本等

資料 5-1 法人の場合定款の写し、利用組合等任意団体の場合、規約（名簿を含む）
（いずれも原本照合の確認をしたもの）

資料 5-2 法人の場合登記簿謄本、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書のいずれか（原本）

(6) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

資料 6

(7) 申請者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し

資料 7

(8) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記した書類

資料 8 産業廃棄物関係事務処理要領の別記様式 15 (1) 又は (2) によるもの

- ◇ 「許可を取り消されても依存ありません」を「指定を取り消されても依存ありません」とし、氏名を自署するか押印のこと

(9) 再生活用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図

資料9-1 たい肥化施設の構造を明らかにする書類

(利用者がたい肥化せず直接施用する場合は不要)

- ◇ たい肥化施設の平面図、立面図（いずれも大きさのわかるもの）、写真等
- ◇ 生活環境保全上支障が生じない構造であることを示す書類、説明資料（地下浸透しない構造であること、浸出する汚水の処理が適切に行われることを示すもの。資料3-2-2を参照することでも差し支えない）

資料9-2 施用する農地がわかる地番図、地籍図、地形図（いずれも縮尺のわかるもの）等

資料9-3 その他たい肥化、施用に関し使用する装置、設備のリスト（トラクター等農機具を含む。）、これらの図面、説明書、パンフレット等（トラクター等農機具を除く。）

(10) 再生活用に用に供する施設の所有権又は使用权を有することを証する書類

資料10-1 たい肥化施設設置場所の土地所有権等の使用权がわかる書類（土地登記簿謄本（原本）等）

資料10-2 農地の使用权がわかる書類（土地登記簿謄本（原本）、賃貸借契約書等）

資料10-3 たい肥化に当たって使う施設（トラクター等農機具を含む）の使用权がわかる書類

(11) 再生輸送の用に供する運搬車両の自動車車検証の写し

資料11

(12) 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

資料12-1 該当地区の農業委員会が証明した営農証明書（原本）（又は講習会の修了証）

- ◇ 使用する重機の一覧、写真
- ◇ 使用权を証明する書類（任意様式）

(13) 事務所、事業場等の付近の見取り図・住宅地図の写し等

資料13

(14) その他利用に当たっての説明に必要な書類